

## 平成 24 年度税制改正の概要

平成 24 年度税制改正においては、平成 22 年度・平成 23 年度税制改正から税制抜本改革へと通じる、税制全体及び各税目についての基本的な考え方に立脚しつつ、特に喫緊の対応を要する、①新成長戦略実現に向けた税制措置、②税制の公平性確保と課税の適正化に向けた取組み、③平成 23 年度改正における積残し事項への対応等を中心に、次のとおり所要の措置が講じられる。

### (個人所得課税)

- 住宅ローン減税制度の対象に、認定省エネ住宅（都市の低炭素化の促進に関する法律に規定）を追加する。→**図表 1**
- 給与所得控除について、給与収入が 1,500 万円を超える場合に一律 245 万円の上限を設ける。→**図表 2**
- 特定支出控除について、次のとおり範囲の拡大等を行い、給与所得者の実額控除の機会を拡大する。→**図表 3**
  - ・ 弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費）を追加
  - ・ 適用判定の基準を給与所得控除額の 2 分の 1（現行：控除額の総額）とする。
- 勤続年数 5 年以下の法人役員等の退職金について、2 分の 1 課税を廃止する。→**図表 4**

### (法人課税)

- 平成 23 年度末で期限切れを迎える試験研究費の増加額等に係る税額控除制度（研究開発税制の上乗せ特例である増加型・高水準型の措置）の適用期限を 2 年延長する。→**図表 5**
- 平成 23 年度税制改正で創設した環境関連投資促進税制(30%の特別償却等)を拡充し、太陽光パネルや風力発電設備に係る即時償却制度を創設する。→**図表 6**
- 原子力災害からの復興を支援するため、福島復興再生特別措置法の制定に伴う税制上の措置を講じる。→**図表 7～図表 10**
  - ・ 復興特区税制の特例（福島県の全地方公共団体が課税の特例を含む復興推進計画の策定可能）
  - ・ 避難解除区域において被災者を雇用した場合の税額控除制度等の創設 等

### (資産課税)

- 直系尊属から受ける住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置（現行非課税限度額は1,000万円）について、適用期限を3年延長した上で、省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋を新築等した場合、平成24年中において、限度額を1,500万円に拡充する等の見直しを行う。→**図表11**
- 山林に係る相続税の納税猶予制度を創設する。→**図表12**
- 相続税の連帯納付義務を緩和する。→**図表13**

### (環境関連税制等)

- 自動車重量税について、次のとおり改正する。→**図表14**
  - ・ 車検証の交付等の時点で燃費等の環境性能に関する一定の基準（現時点で平成27年度燃費基準等）を満たしている自動車には、平成24年5月1日以降、本則税率（自家用乗用車の場合、2,500円/0.5t・年）を適用する。
  - ・ 上記以外の自動車に適用される「当分の間税率」について、13年超の自動車を除き、引下げ（同、5,000円→4,100円/0.5t・年）を行う。
  - ・ 「エコカー減税」について、燃費基準等の切り替えを行うとともに、特に環境性能に優れた自動車に対する軽減措置を拡充（車検1回目の免税に加え、2回目を50%軽減）した上で、平成27年4月まで3年延長する。
- 全化石燃料を課税ベースとする石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO<sub>2</sub>排出量に応じた税率を上乗せする（平成24年10月1日から実施し、税率を段階的に引上げ）。→**図表15**
- 国産ナフサ等に関する石油化学製品製造用揮発油等に係る石油石炭税の免税・還付措置を当分の間、延長する。→**図表16**

### (国際課税)

- 5,000万円を超える国外財産を保有する個人に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める国外財産調書制度を創設する。→**図表17**
- 平成23年11月に税務行政執行共助条約に署名したこと等を踏まえ、徴収共助等に関する国内法の規定の整備を行う。→**図表18**

### (沖縄関連税制)

- 国際物流(新設)、情報通信、金融の各特区における所得控除制度を拡充（所得控除率を35%から40%へ引上げ等）するとともに、観光地形成促進、産業イノベーション（産業高度化・事業革新促進地域）等に係る特区を創設する。

→図表 19

以上、平成 24 年度の税制改正（国税関係）による増減収見込額は、初年度 177 億円の増収、平年度 3,030 億円の増収である。→図表 20

※平成 24 年度税制改正及び税制抜本改革の解説については、金子隆昭「税制抜本改革の実現を目指す税制改正」参議院事務局企画調整室『立法と調査』第 325 号（2012.2）を参照。

（内線 75186, 75189, 75190）

図表 1. 住宅ローン減税の拡充（案）

○ 住宅ローン減税制度（認定長期優良住宅の特例）の対象に、都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素建築物のうち一定の住宅（認定省エネ住宅）の新築又は建築後使用されたことのない認定省エネ住宅の取得をして平成24年又は平成25年に居住の用に供した場合を追加する。

項目	制度の概要																																																													
	一般	【改正案：認定住宅の特例】 (認定長期優良住宅・認定省エネ住宅)																																																												
1. 控除対象 借入金等の額	次の借入金等（償還期間10年以上）の年末残高 (1) 住宅の新築・取得 (2) 住宅の取得とともにする敷地の取得 (3) 一定の増改築等	次の借入金等（償還期間10年以上）の年末残高 (1) 認定住宅の新築・取得 (2) 認定住宅の取得とともにする敷地の取得																																																												
2. 対象住宅等	(主として居住の用に供する) (1) 住宅の新築 床面積50㎡以上 (2) 新築住宅の取得 床面積50㎡以上 (3) 既存住宅の取得 ①床面積50㎡以上 ②築後20年以内（耐火建築物は25年以内）又は地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準に適合すること (4) 増改築等 床面積50㎡以上	(主として居住の用に供する) (1) 住宅の新築 ①認定住宅であること ②床面積50㎡以上 (2) 新築住宅の取得 ①認定住宅であること ②床面積50㎡以上																																																												
3. 適用居住年、 控除期間	平成21年～平成25年居住分 10年間																																																													
4. 控除額等 (税額控除)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>借入金等の年末残高の限度額</th> <th>控除率</th> <th>最高</th> <th>合計最高控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>21年</td><td>5,000万円</td><td>1.0%</td><td>50万円</td><td>500万円</td></tr> <tr><td>22年</td><td>5,000万円</td><td>1.0%</td><td>50万円</td><td>500万円</td></tr> <tr><td>23年</td><td>4,000万円</td><td>1.0%</td><td>40万円</td><td>400万円</td></tr> <tr><td>24年</td><td>3,000万円</td><td>1.0%</td><td>30万円</td><td>300万円</td></tr> <tr><td>25年</td><td>2,000万円</td><td>1.0%</td><td>20万円</td><td>200万円</td></tr> </tbody> </table>	居住年	借入金等の年末残高の限度額	控除率	最高	合計最高控除額	21年	5,000万円	1.0%	50万円	500万円	22年	5,000万円	1.0%	50万円	500万円	23年	4,000万円	1.0%	40万円	400万円	24年	3,000万円	1.0%	30万円	300万円	25年	2,000万円	1.0%	20万円	200万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>借入金等の年末残高の限度額</th> <th>控除率</th> <th>最高</th> <th>合計最高控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>21年</td><td>5,000万円</td><td>1.2%</td><td>60万円</td><td>600万円</td></tr> <tr><td>22年</td><td>5,000万円</td><td>1.2%</td><td>60万円</td><td>600万円</td></tr> <tr><td>23年</td><td>5,000万円</td><td>1.2%</td><td>60万円</td><td>600万円</td></tr> <tr><td>24年</td><td>4,000万円</td><td>1.0%</td><td>40万円</td><td>400万円</td></tr> <tr><td>25年</td><td>3,000万円</td><td>1.0%</td><td>30万円</td><td>300万円</td></tr> </tbody> </table>	居住年	借入金等の年末残高の限度額	控除率	最高	合計最高控除額	21年	5,000万円	1.2%	60万円	600万円	22年	5,000万円	1.2%	60万円	600万円	23年	5,000万円	1.2%	60万円	600万円	24年	4,000万円	1.0%	40万円	400万円	25年	3,000万円	1.0%	30万円	300万円
居住年	借入金等の年末残高の限度額	控除率	最高	合計最高控除額																																																										
21年	5,000万円	1.0%	50万円	500万円																																																										
22年	5,000万円	1.0%	50万円	500万円																																																										
23年	4,000万円	1.0%	40万円	400万円																																																										
24年	3,000万円	1.0%	30万円	300万円																																																										
25年	2,000万円	1.0%	20万円	200万円																																																										
居住年	借入金等の年末残高の限度額	控除率	最高	合計最高控除額																																																										
21年	5,000万円	1.2%	60万円	600万円																																																										
22年	5,000万円	1.2%	60万円	600万円																																																										
23年	5,000万円	1.2%	60万円	600万円																																																										
24年	4,000万円	1.0%	40万円	400万円																																																										
25年	3,000万円	1.0%	30万円	300万円																																																										
5. 所得要件	合計所得金額 3,000万円以下																																																													

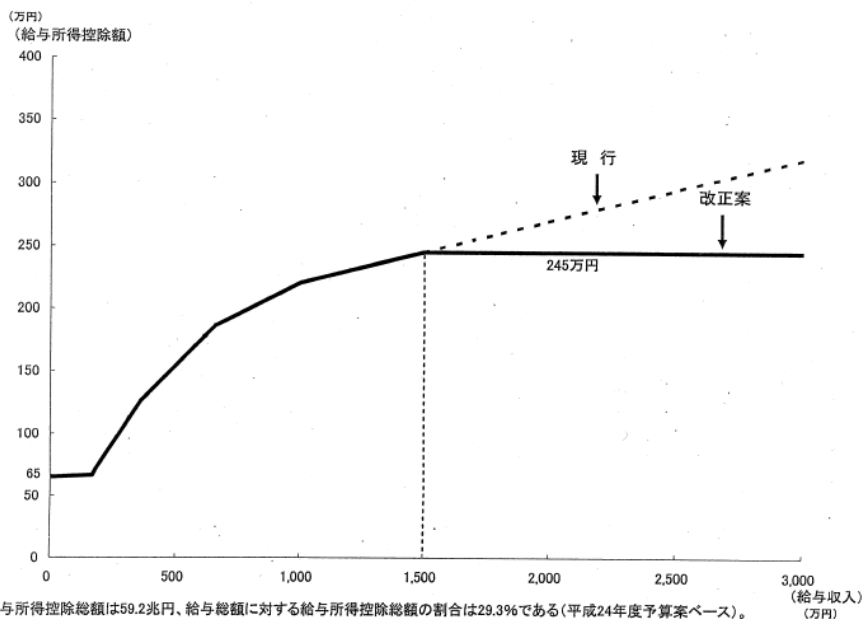
(出所) 財務省資料

図表 2. 給与所得控除の見直し（案）

○ 給与所得者の必要経費が収入に応じて必ずしも増加するとは考えられないこと、また、主要国においても定額又は上限があること等から、給与収入1,500万円を超える場合の給与所得控除に上限(245万円)を設定する。  
※ 所得税は平成25年分から、住民税は平成26年度分から適用する。

○ 給与所得控除額の例【現行】

給与収入金額	給与所得控除額
～162.5万円	65万円
300万円	108万円
500万円	154万円
800万円	200万円
1,000万円	220万円
1,200万円	230万円
1,500万円	245万円
2,000万円	270万円
2,500万円	295万円
3,000万円	320万円



(参考) 給与総額は202.3兆円、給与所得控除総額は59.2兆円、給与総額に対する給与所得控除総額の割合は29.3%である(平成24年度予算案ベース)。

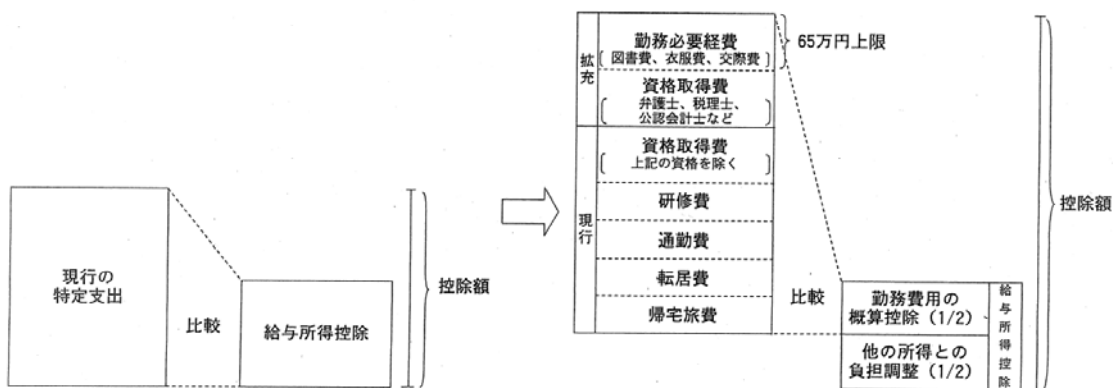
(出所) 財務省資料

図表 3. 特定支出控除の見直し（案）

○ 特定支出控除について、範囲の拡大等を行い、給与所得者の実額控除の機会を拡大する。  
 【範囲の拡大】  
 弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費）を追加。  
 【適用判定の基準の見直し】  
 適用判定の基準を給与所得控除の2分の1（現行：控除額の総額）とする。  
 ※ 所得税は平成25年分から、住民税は平成26年度分から適用する。

【現行】

【改正案】



(出所) 財務省資料

図表 4. 退職所得課税の見直し（案）

○ 2分の1課税を前提に、短期間のみ在職することが当初から予定されている法人役員等が、給与の受取りを繰り延べて高額な退職金を受け取る事例が指摘されていること等を踏まえ、勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止。  
 ※ 所得税は平成25年分から、住民税は平成25年1月1日以後に支払われるべき退職金から適用する。

【退職所得に係る所得税額の計算】

他の所得と区分して次により分離課税

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} \times \text{税率} = \text{退職所得に係る所得税額}$$

・勤続年数20年まで  
 ⇒ 1年につき40万円  
 ・勤続年数20年超  
 ⇒ 1年につき70万円

課税所得金額	税率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
1,800万円超	40%

【改正案】

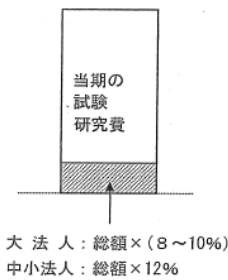
○ 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止。

(出所) 財務省資料

図表5. 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（案）

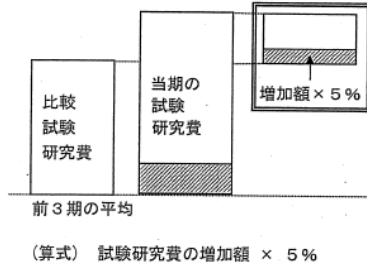
【概要（現行）】  
 (1) 試験研究費の総額の8～10%（特別試験研究費の額については12%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。  
 (2) 中小企業者等の試験研究費の額については、上記(1)の適用に代えて、その総額の12%の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。  
 (注) 上記(1)及び(2)については、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する各事業年度につき、当期の法人税額の30%を限度とする特例が講じられている。  
 (3) 平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する各事業年度については、上記(1)又は(2)に追加して、①試験研究費の増加額に係る税額控除又は②平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除のいずれかの選択適用（当期の法人税額の10%を限度）ができる。  
 【改正案】  
 上記(3)について、適用期限の2年延長

○ 試験研究費の総額に係る税額控除制度等  
 (上記(1)又は(2))

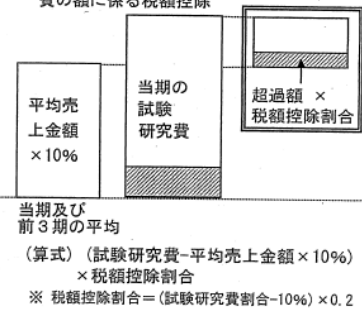


○ 試験研究費の増加額に係る税額控除制度(上記(3))

① 試験研究費の増加額に係る税額控除



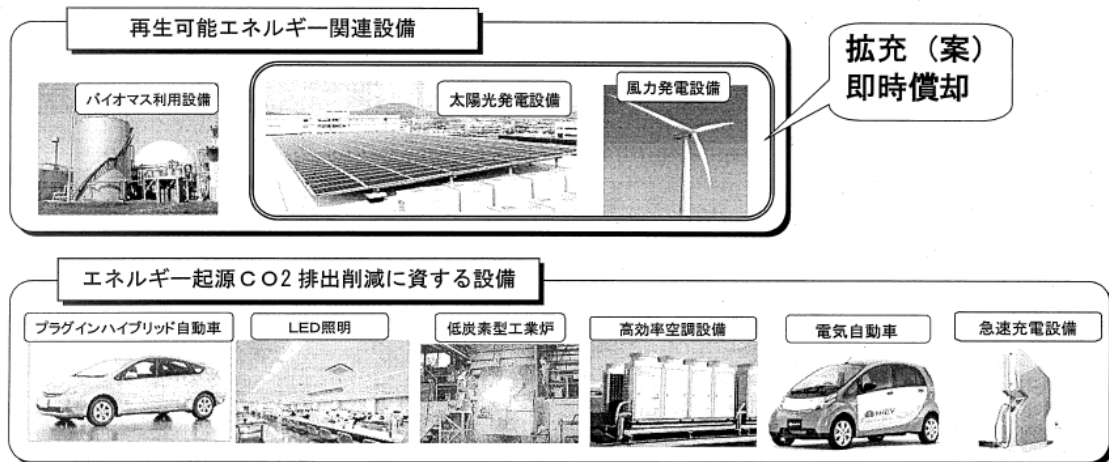
② 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除



(出所) 財務省資料

図表6. 環境関連投資促進税制の拡充（案）

【概要（現行）】  
 平成26年3月31日までの間に、エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等を取得し、1年以内に事業の用に供した場合、30%の特別償却（中小企業については、7%の税額控除と選択制）ができる。  
 【改正案】  
 ○ 対象となる太陽光発電設備及び風力発電設備を一定のものに限定。  
 ○ 太陽光発電設備及び風力発電設備について、平成25年3月31日までの間に取得等をして、1年以内に事業の用に供した場合、即時償却ができることとする。



(出所) 財務省資料

図表 7. 福島復興再生特別措置法の制定に伴う税制上の措置①  
復興特区制度における地域要件の緩和（案）

**【背景】**  
 ○ 福島県においては、放射性物質による汚染及びそれに伴う風評被害により、県の産業全般が低迷するとともに、住民の健康不安と相まって、産業・人口の流出が生じている。  
 ○ 復興特区制度では、「産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」が課税の特例が適用される主要な地域となっている。

**【対応案】復興特区制度の地域要件の緩和**  
 ○ 福島県の全地方公共団体を課税の特例を含む復興推進計画の策定可能な地方公共団体とする。



(出所) 財務省資料

図表 8. 福島復興再生特別措置法の制定に伴う税制上の措置②  
復興産業集積区域において機械等を取引した場合の特別償却  
又は税額控除制度（案）

平成28年3月31日までの間に、指定を受けた法人<sup>(注1)</sup>が復興産業集積区域において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができる。

○機械又は装置：即時償却又は取得価格の15%の税額控除<sup>(注2)</sup>  
 ○建物：取得価格の25%の特別償却又は8%の税額控除<sup>(注2)</sup>

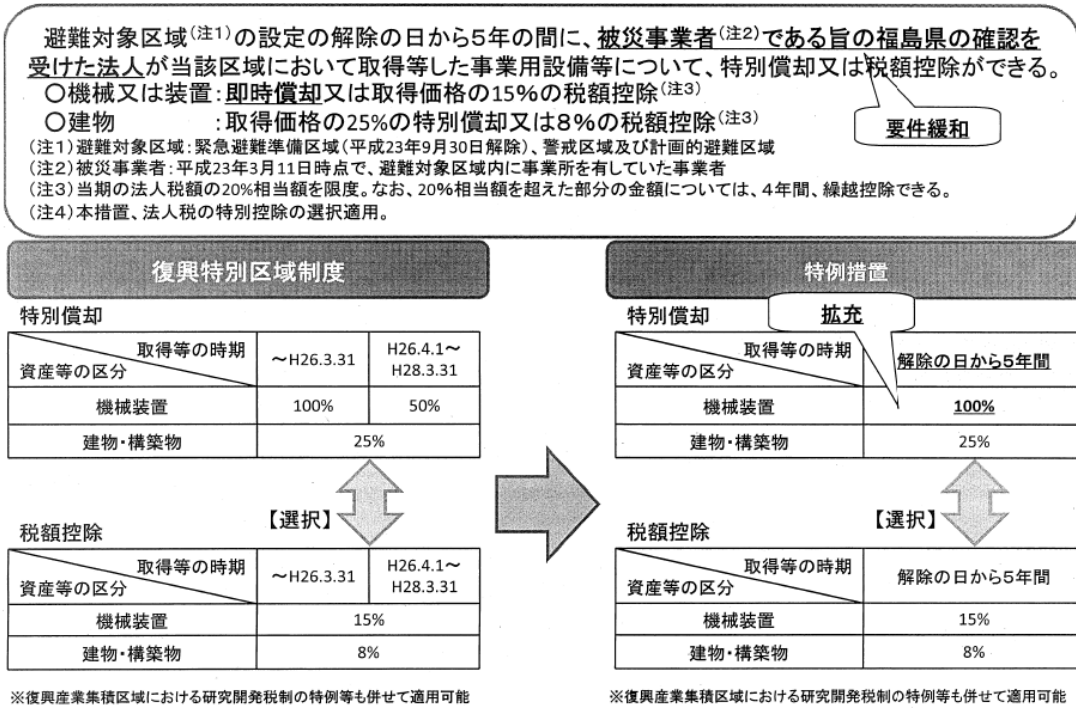
(注1) 福島県において雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人。  
 (注2) 当期の法人税額の20%相当額を限度。なお、20%相当額を超えた部分の金額については、4年間、繰越控除できる。  
 (注3) 本措置、新規立地促進税制、法人税の特別控除はいずれかの選択適用。

復興特別区域制度			特例措置		
<b>特別償却</b>			<b>特別償却</b>		
取得等の時期	～H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31	取得等の時期	～H28.3.31	<b>拡充</b>
資産等の区分			資産等の区分		
機械装置	100%	50%	機械装置	<u>100%</u>	
建物・構築物	25%		建物・構築物	25%	
【選択】			【選択】		
<b>税額控除</b>			<b>税額控除</b>		
取得等の時期	～H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31	取得等の時期	～H28.3.31	
資産等の区分			資産等の区分		
機械装置	15%		機械装置	15%	
建物・構築物	8%		建物・構築物	8%	

※復興産業集積区域における研究開発税制の特例等も併せて適用可能

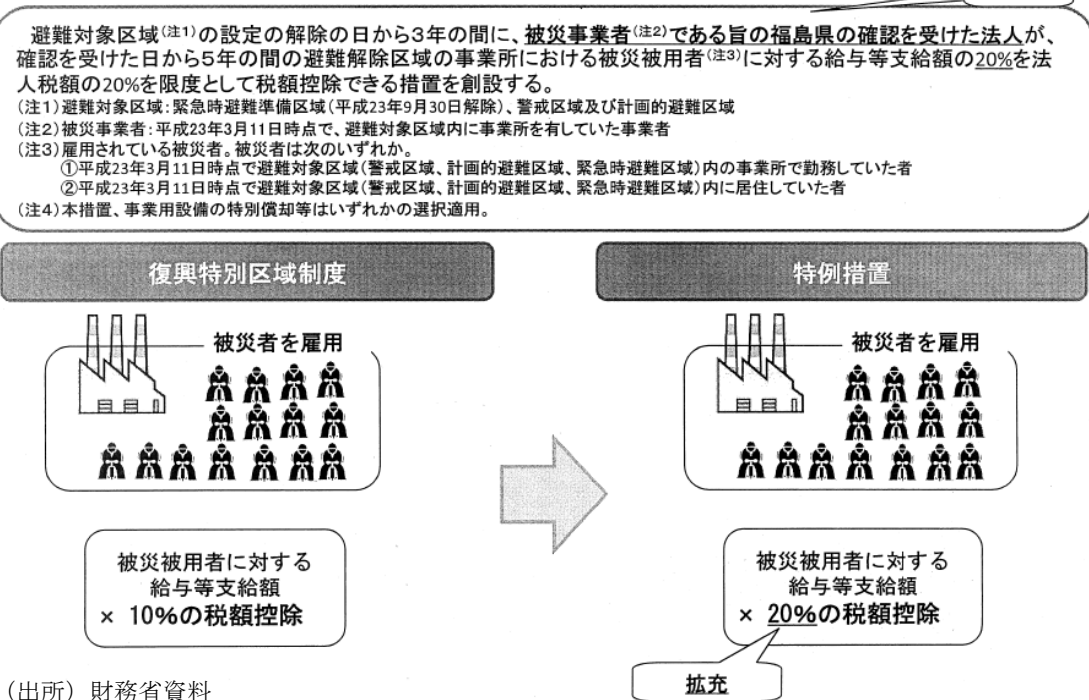
(出所) 財務省資料

図表 9. 福島復興再生特別措置法の制定に伴う税制上の措置③  
避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は  
税額控除制度の創設（案）



(出所) 財務省資料

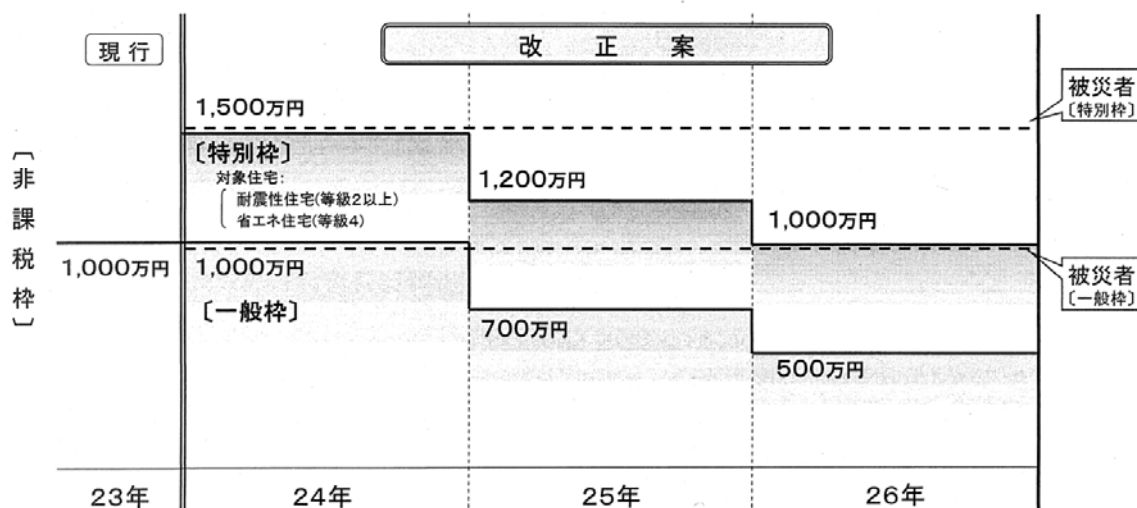
図表 10. 福島復興再生特別措置法の制定に伴う税制上の措置④  
避難解除区域において被災被用者等を雇用した場合の税額控除  
制度の創設（案）





図表 11. 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充・延長（案）

高齢者の保有資産の若年世代への早期移転を促進することを通じて経済社会の活性化を図るとともに、東日本大震災後の状況を踏まえ、省エネルギー推進及び耐震性の向上に資する良質な住宅ストックを形成する観点から、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、以下のとおり拡充・延長する。



(注) 「一般枠」「特別枠」とともに、床面積240㎡以下の住宅が対象(被災者を除く)

(出所) 財務省資料

図表 12. 山林に係る相続税の納税猶予の創設（案）

23年度税制改正大綱（検討事項）

山林に関する相続税・贈与税については、(中略) 森林法の改正内容を踏まえ、森林施業の集約化や路網整備の徹底といった政策目的の達成が的確になされる税制上の支援措置について、納税猶予制度を中心に検討し、平成 24 年度税制改正において必要な見直しを行います。

### 納税猶予制度の創設（平成 24 年度税制改正）

○**納税猶予の対象**： 森林法に定める森林経営計画に従って施業・路網整備を行う山林（林地・立木）

(注1) 山林については、効率的かつ安定的な林業経営を推進する観点から、100ha 以上のものに限る。

(注2) 立木については、相続開始時点から一定期間（相続人の余命年数と 30 年のいずれか短い期間）内に標準的な伐期を迎えないものに限る。

○**納税猶予割合**： 上記対象山林の評価額の 80% に対応する相続税

○**納税猶予の条件**： 森林経営計画に従った施業の集約・作業路網の整備  
⇒ 計画に従った施業を行っていない場合には、猶予税額を納付

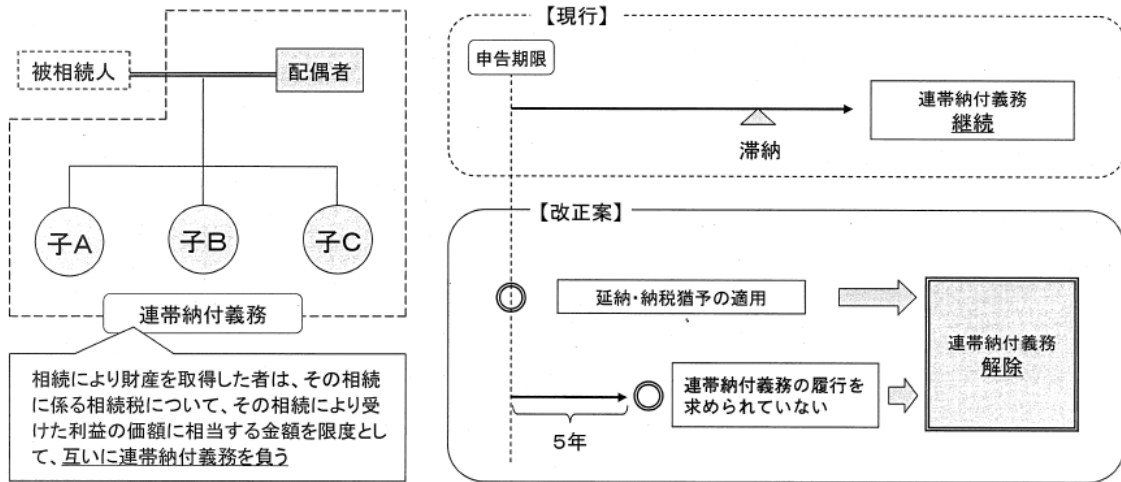
○**チェック体制**： 上記の条件については、毎年、農林水産大臣が確認

○**猶予税額の免除**： 相続人が死亡した場合には、猶予税額を免除

(出所) 財務省資料

図表 13. 相続税の連帯納付義務の見直し（案）

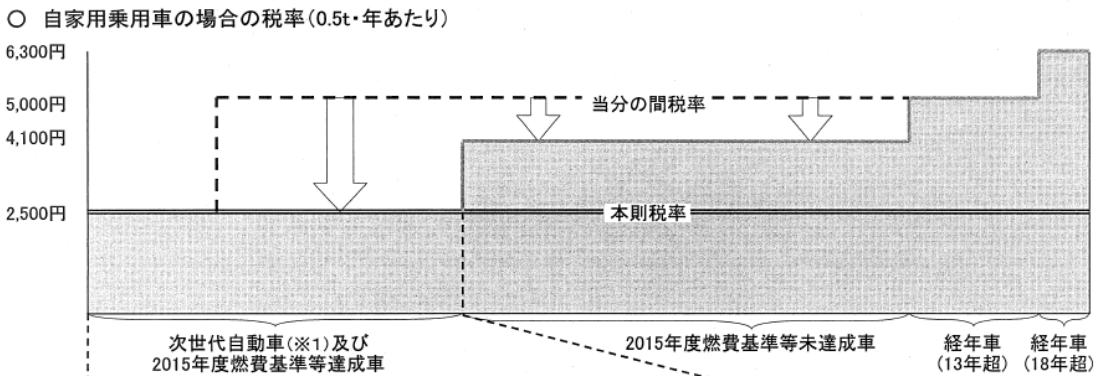
相続税の連帯納付義務について、相続後長期間が経過した後に履行を求められるケースがあるとの批判を踏まえ、そうしたケースの発生を防止する観点から、以下の場合には連帯納付義務を解除する。  
 ① 延納又は納税猶予の適用を受けた場合  
 ② 申告期限等から5年を経過した時点で連帯納付義務の履行を求められていない場合



（参考） 国税の徴収権の消滅時効は5年

（出所） 財務省資料

図表 14. 自動車重量税の見直し（案）



	車検1回目 (~3年)	車検2回目 (~5年)	車検3回目 (~7年)	車検4回目 以降
次世代自動車及び2015年度燃費基準+20%等	免税	50%軽減	本則	本則
2015年度燃費基準+10%等	75%軽減	本則	本則	本則
2015年度燃費基準達成等	50%軽減	本則	本則	本則

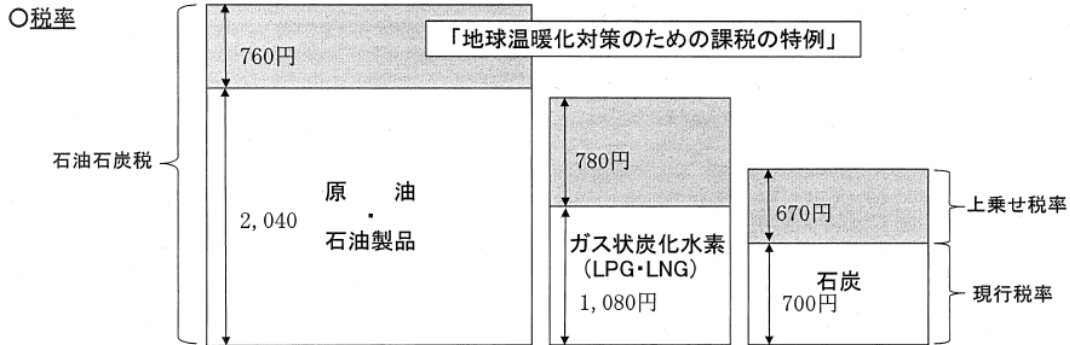
※1 次世代自動車  
 ・電気自動車  
 ・プラグインハイブリッド自動車  
 ・クリーンディーゼル乗用車  
 ・天然ガス自動車  
 ・ハイブリッド自動車  
 ・(2015年度燃費基準+20%超過達成のものに限る)

※2 車検証の交付等の時点において一定の燃費基準等(現時点では2015年度基準:自動車の燃費基準等の切り替えに応じ変更)を満たしている車については、本則税率を適用。

（出所） 財務省資料

図表 15. 「地球温暖化対策のための税」について（案）

- 石油石炭税に、「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO2排出量に応じた税率を上乗せする。
- 平成24年10月1日から実施し、税率は段階的に引き上げることとする。



○段階的实施

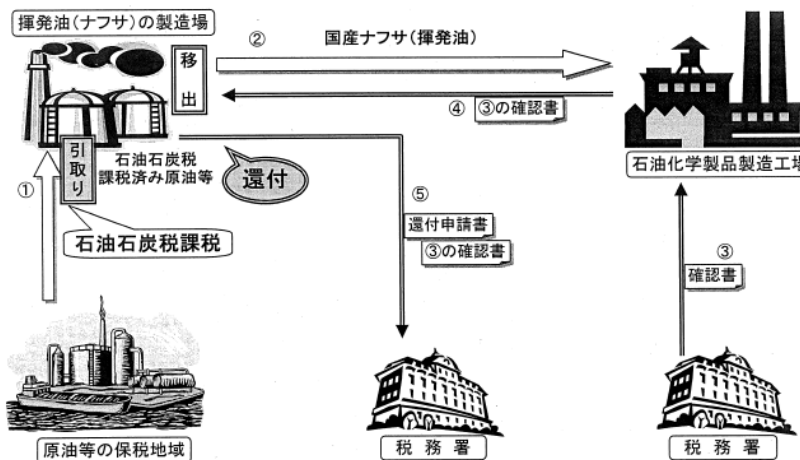
課税物件	現行税率	H24年10/1～	H26年4/1～	H28年4/1～
原油・石油製品 [1kl当たり]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1t当たり]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1t当たり]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

※( )は石油石炭税の税率。

(出所) 財務省資料

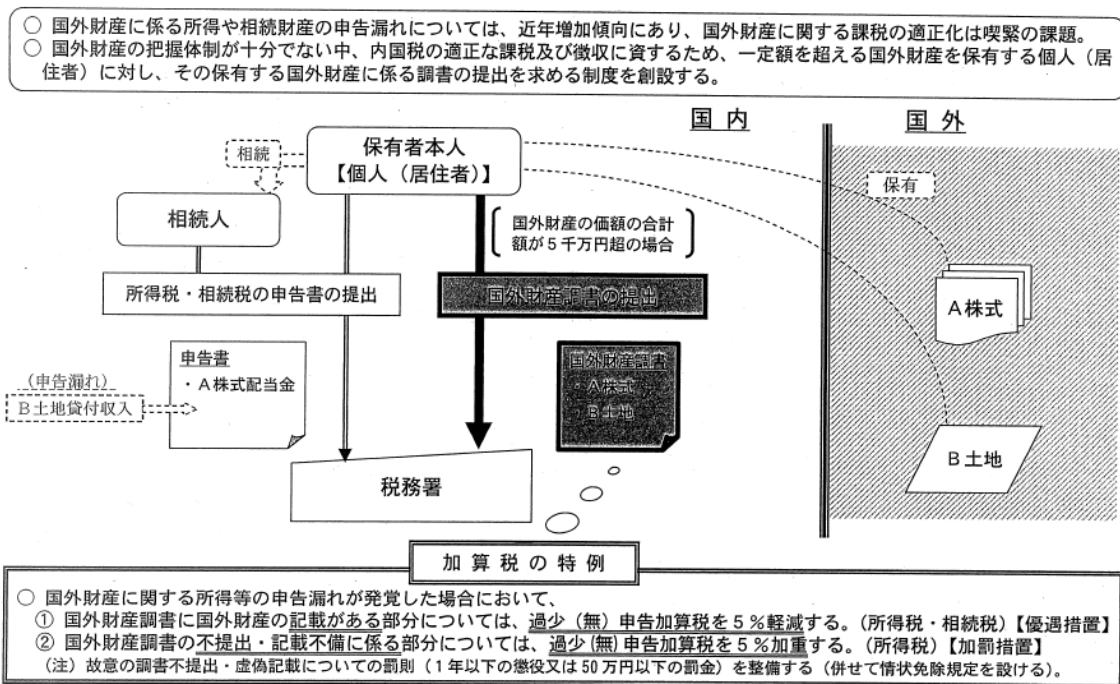
図表 16. 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付

<p>(概要)</p> <p>石油化学製品の製造者が、課税済みの原油等から国内において製造された揮発油等（国産ナフサ、灯油及び軽油）を原料に用いて石油化学製品を製造した場合には、その原料に供した揮発油等につき、1klあたり2,040円の税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を揮発油等の製造者に還付する。</p>	<p>税目：石油石炭税</p> <p>適用期限：平成24年3月31日 ⇒当分の間</p> <p>増減収見込額：▲437億円程度</p>
---	---



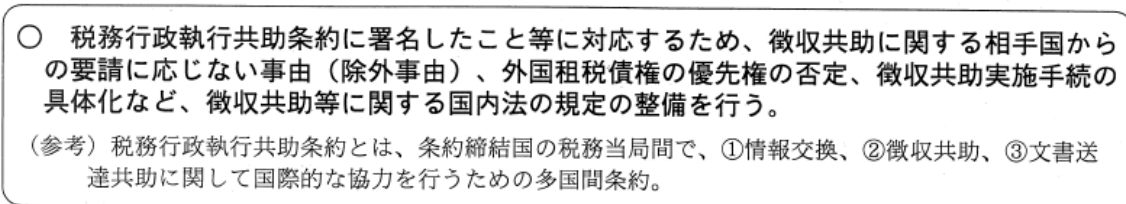
(出所) 財務省資料

図表 17. 国外財産調書制度の創設（案）



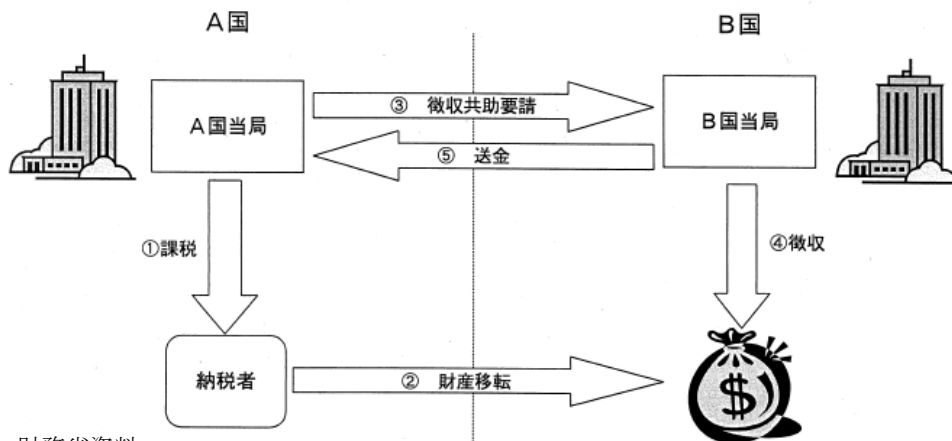
（出所）財務省資料

図表 18. 徴収共助に係る国内法の整備（案）



〔徴収共助のイメージ〕

徴収共助とは、租税債権の徴収において執行管轄権という制約がある中で、各国の税務当局が互いに条約相手国の租税債権を徴収していただくという仕組み。



（出所）財務省資料

図表 19. 沖縄関連税制における主な対応（案）

1. 沖縄の特別地区制度

(1) 法人税の所得控除制度の拡充（国際物流、情報通信、金融に係る特区）

- 所得控除率の引上げ（現行 35%⇒新制度 40%）
- 「専ら」要件の緩和：例えば、製造業を営む法人は、原則、常用使用全従業員数の 20% までの範囲内で、自らが製造した製品を販売するための営業拠点を特区外に設置することが可能となる

(2) 国際物流拠点産業集積地域（仮称）の創設

- 対象地域：那覇空港、那覇港及び中城湾港周辺の指定地域
- 所得控除制度、投資税額控除・特別償却制度

(3) 観光地形成促進地域（仮称）及び産業高度化・事業革新促進地域（仮称）の創設

- 対象地域：沖縄県知事が策定する計画の中で指定
- 投資税額控除・特別償却制度

2. 駐留軍用地の地方公共団体等による買取りについて、譲渡所得の 5,000 万円特別控除を適用

3. 沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置の延長（対象路線（本土－宮古島・石垣島・久米島間）の追加）

4. 沖縄発電用特定石炭に係る石油石炭税の免税措置の延長（対象に発電用途の LNG の追加）

5. 沖縄復帰に伴う特別措置である酒税、揮発油税等の軽減措置の延長

6. 沖縄特定免税店制度の船舶旅客への拡充・面積要件の緩和

（出所）財務省資料

図表 20. 平成 24 年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(単位:億円)

改 正 事 項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
(1) 給与所得控除の上限設定	842	143
(2) 退職所得課税の見直し	89	21
(3) 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の見直し	7	3
(4) 住宅ローン減税の拡充(認定省エネ住宅に係る措置の追加)	▲6	▲1
個人所得課税 計	932	166
2. 資産課税		
(1) 山林に係る相続税の納税猶予制度の創設	▲4	▲1
(2) 会社分割に係る登録免許税の特例の見直し	17	7
資産課税 計	13	6
3. 法人課税		
(1) 環境関連投資促進税制の拡充	▲5	▲5
(2) 福島復興再生特別措置法(仮称)に係る税制措置	▲154	▲100
(3) 社会・地域貢献準備金制度の廃止	185	185
(4) 関西国際空港整備準備金制度の改組	▲2	0
法人課税 計	24	80
4. 消費課税		
(1) 車体課税		
① 自動車重量税の見直し	▲548	▲458
② 衝突被害軽減ブレーキを搭載した大型貨物自動車に係る自動車重量税の軽減	▲2	▲1
(2) 地球温暖化対策のための税	2,623	391
消費課税 計	2,073	▲68
5. 沖縄関連税制		
(1) 沖縄の特別地区制度等に係る法人税の特別措置	▲8	▲5
(2) 沖縄発電用特定LNGに係る石油石炭税の免税	▲4	▲2
沖縄関連税制 計	▲12	▲7
一般会計分計	3,030	177

(注1) 上記のほか、「4. (1)車体課税」による特別会計分の減収見込額は、平年度▲378億円、初年度▲315億円と見込まれる。

(注2) 「住宅ローン減税の拡充(認定省エネ住宅に係る措置の追加)」の平年度減収見込額は、適用対象となる平成24年及び25年居住分について、控除が行われる期間全体にわたる減収見込額の合計の平均額を計上している。

(出所) 財務省資料